説　　明　　事　　項

１．本契約（令和６年２月５日付け、海委第３７号）に係る繰越承認を得るまでの間、業務期間を令和６年３月３１日までとする。繰越承認を得られた場合は、令和６年８月８日まで業務期間延伸を行うことができる。